



こんな事業に 取り組んでいます

産業建設課

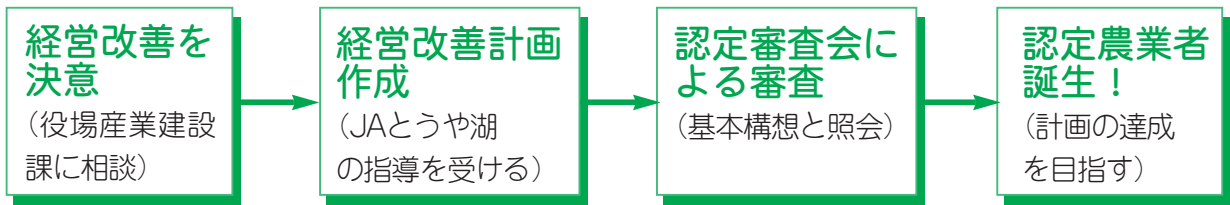
認定農業者になるための申請手続きについて

広報7月号に掲載した「認定農業者制度の活用に向けた取り組みについて」に引き続き、今月号では、認定までの流れについてお知らせいたします。

◇認定農業者になるためには

認定農業者となるためには、今後5年間を見通して自分の農業経営をどういう方向に改善・発展させていくのか、それをどのような方法で実現していくのかについて、具体的な経営プラン（農業経営改善計画）を作成し、市町村の認定を受ける必要があります。

☆認定までの流れ



本村の認定基準は、

- ①計画に記載された目標が、洞爺村が定める「洞爺村農業経営基盤強化促進基本構想」の経営指標の水準以上である（農業所得の向上、労働時間の短縮などが目標となります。）
 - ②目標を達成することが確実であると見込まれる（現在の経営は小さくても目標の達成が見込まれる場合は認定の対象となります。）
 - ③農用地の効率的・総合的な利用を図る内容となっている
- 等が要件となっていますが、経営の現状だけを問うのではなく、将来の経営発展の可能性やブロの農業者としてやっていこうとする意欲を勘案して、農業経営改善計画の審査を行います。

認定農業者を目指されている農業者の方は、役場産業建設課産業係までご連絡ください。村では一人でも多くの農業者の皆さんが認定農業者制度を利用できるよう、相談をお受けいたしますのでお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先
洞爺村役場産業建設課産業係 ☎82-5111